

裁 決 書

審查請求人

A horizontal row of seven solid black circles, evenly spaced, representing a sequence or a set of items.

处分序

墨田区長

審査請求人が令和3年6月16日付けで提起した自己情報訂正・削除・中止決定通知書に係る審査請求について、墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮詢し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 審査請求人は、令和3年2月10日付けで処分庁に対し、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下単に「条例」という。）第17条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、「地区担当員が審査請求人と面会したときのケース記録」及び「審査請求人を65歳未満で就労可能な者であると判断した理由及び根拠が示された文書」という趣旨で自己情報開示請求を行った。
 - 処分庁は、当該自己情報開示請求に対して、「①令和2年4月23日、②同年9月3日、③同年10月1日、④同年11月2日、⑤同年12月2日、⑥同年12月25日、⑦令和3年1月29日の生活保護ケース記録票」を特定した上で、全部開示を決定し、令和3年2月19日付けで自己情報開示可

否決定通知書（2墨福生第5876号）を審査請求人に送付した。

- 3 また、処分庁は、「審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断した理由及び根拠が示された文書」については、該当する情報記録がないとして、令和3年2月19日付けで個人情報記録不存在通知書（2墨福生第5876号。以下「不存在通知書」という。）を審査請求人に送付した。
- 4 審査請求人は、上記2で開示を受けたケース記録票のうち、①令和2年4月23日、②同年9月3日、③同年10月1日、④同年12月25日、⑤令和3年1月29日の記録について、条例第18条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、令和3年3月10日付けで処分庁に対して自己情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 5 処分庁は、本件訂正請求に対して不承諾決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年4月6日付けで自己情報訂正・削除・中止決定通知書（3墨福生第60号。以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求める審査請求書を令和3年6月16日付けで提出し、翌17日付けで当庁が收受した。
- 7 当庁は、条例第25条第2項及び第3項の規定に基づき、弁明書の写しを添えて令和3年7月27日付けで審査会に諮問した。
- 8 その後、当庁は、令和4年4月18日付けで審査会の答申を得て、同年4月21日付けで審理手続を終結した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和3年6月16日付け）及び意見書（令和3年8月24日付け）において、以下のとおり主張し、ケース記録票の記録情報を訂正するよう求めている。

2 審査請求に至った理由

令和2年10月に地区担当員から、今後は収入・無収入申告書（以下「申告書」という。）を毎月提出するよう求められた。その後、毎月申告書を提

出する必要があるのは、「65歳未満で就労が可能と判断された者」であることが判明し、自身がそのように判断されていることに不信感を抱いたため、「①地区担当員が審査請求人と面会したときのケース記録」と「②審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断した理由及び根拠が示された文書」の開示請求を行ったところ、①については全部開示の旨が、②については不存在の旨がそれぞれ通知された。

①については、うそが記載されており、うその記録の文脈からは何ら関連性が認められない意味のない内容が記録されていることが判明したため、本件訂正請求を行った。処分庁は、本件訂正請求の不承諾を決定したが、本件通知書には記録内容をただ追認するような記載しかなく、不承諾とするだけの理由及び根拠が記載されていなかった。

②については、不存在の理由として記載された内容が理由になつていなかつたため、文書による訂正を求めたところ受諾されたが、何の通知もなく放置されていることから、不誠実な対応であり、説明責任の義務及び条例の遵守（理由の提示）を怠つている。

3 審査請求の趣旨

- (1) 地区担当員に関して、審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断し、特に理由も説明しないまま毎月申告書を提出させ、その判断に関連する情報をケース記録票へ記載する等の行為が認められることから、条例の規定に従つて適切に個人情報を取り扱っているかを審査し、本件訂正請求が適当なものと判断した場合は、請求どおりの訂正を求める。
- (2) 訂正が認められた場合、ケース記録票には正確な情報の記録が存在しなくなるため、審査請求人が提出した「生活福祉課、面会記録」（以下「面会記録」という。）の記載内容を記録するとともに、事情や理由が分かるよう審査請求人が提出した資料も併せてとじておくよう求める。

4 補充意見

- (1) 本件訂正請求に関する内容の補足

審査請求人が訂正を求める記録情報（概要は本裁決の別表（以下「別表」という。）のとおり）は、条例第10条第1号（保有個人情報を正確かつ

最新なものとすること)の規定の条件を満たしておらず、公文書としての正確性を欠いている。

ケース記録票に記載された内容を総合的に判断すると、その全てに地区担当員の感情が透けて見える。記載内容の前提となる情報が何も書かれていないことに始まり、見る者によって解釈が異なるような文章表現を行い、対象の人物像をどのように見せるかということに重点が置かれ、いたずらに本来の趣旨をわい曲し、主観的に書かれていることが分かる。

ケース記録票は公文書であることに鑑みれば、情報は事実に基づいて、その理由や事情が分かるよう違和感なく正確に記録されるべきであり、それでこそ客観的に記録したといえる。当事者から記載内容に異論が出てしまっている時点で、もはや正確に記録された情報とはいえない。

訂正請求を不承諾とした理由を見る限り、審査請求人が具体的に示した内容には向き合おうとせず論点をずらしていること、「客観的」と「主観的」の区別もできていないこと、文脈上の関連性の指摘であるにもかかわらず、その趣旨を正確に理解せずに意味もなく記載内容を追認していることがうかがえる。さらに、地区担当員に確認調査を行ったとのことであるが、いかなる立場の職員が、誰の承認を得て、いかなる状況下で行われたのか全く不明であることから、利益相反を指摘されても仕方がない。

これらのことから、処分庁が訂正請求を不承諾とする理由には、何の説得力も有していないことが分かる。条例第10条第1号に「保有個人情報を正確かつ最新なものとすること」とあるとおり、公文書の記載内容は、記録者や小範囲の者にのみ理解できるものであってはならず、誰が見ても文法上問題がなく、誰もが同一の見解を示せる再現性がなければならないが、それだけでなく、記載内容が正確であると主張できる理由と根拠を明確に示す必要がある。

訂正請求を不承諾とした理由の中に、地区担当員が審査請求人に「聴き取りを行った」と主張する箇所があるが、これは「聴き取り」ではなく「立ち話」である。一般的な「聴き取り調査」とは、その内容を5W1Hの構成に当てはめて箇条書にするものであり、それを行うことで、これから

ケース記録票に記載する内容の趣旨が明瞭になり、当事者以外の誰が見ても内容を理解できる理想的なケース記録票が作成できるはずである。そして、この議事録と資料の提示により、地区担当員が行った「判断に至る過程」と「理由と根拠」が明らかにでき、さらに、内容を当事者に確認してもらった上でケース記録票に記載すれば、双方にとって正確な情報を記録することができる。

これから公文書に書き込む内容について、地区担当員が何ら考慮することなく、そのまま記入していることは明らかである。これでは、判断の理由と根拠が書かれた議事録や資料を提示することができないため、判断に至った情報が不存在である理由も示すことができなくなり、不審を招く結果となる。

現在は地区担当員が交代となつたが、その間、審査請求人が65歳未満で就労可能と判断され、申告書を提出してきたことについて、何の説明もなく交代してしまつたため、審査請求人の個人情報の取扱いの目的自体が今なお不明なままである。

審査請求人が開示請求を行つたのは、地区担当員が理由や目的を説明しないまま、これまでと違うこと（審査請求人を65歳未満で就労可能と判断し、審査請求人に申告書を毎月提出させること）を突然始め、不審を生じさせたことに端を発している。開示請求によって、そのような判断に至つた理由と根拠の開示を求めたが、その回答は、「理由と根拠が示された文書は存在しない」というものであり、その判断の理由も根拠も不明なままである。個人情報の収集及び利用を行つてることが明らかとなつた。なぜ存在しないのかという理由についても、処分庁は明確に示せていない。

その一方で、訂正請求に対しては、「ケース記録票に記載された内容に誤りがあるとは認められない」と回答し、訂正請求の不承諾を決定しているが、そのことからは、判断を行うに至つた理由と根拠が示せないこととの整合性が認められない。しかも、本件通知書においても、その理由と根拠が明確に示されていないことから、その回答内容は理解不能である。

審査請求人が行つてゐる検証作業は、「物事の本質はどこにあるのか」

という一点に尽きる。これまで審査請求人が確認してきた情報を整理・精査し、検証を行った結果、審査請求人に対する回答は全てが後付けであり、指摘されたことに対して抽象的な表現を用い、正当かつ明確な根拠を示すこともできず、都合が悪いことには向き合うこともしない場当たり的な対応を行っていることが分かる。

これでは、一体どこの誰に向かって何を伝えようとしているのか、それを特定することさえ困難である。

(2) 不存在通知書の内容

令和3年2月10日付けで行った自己情報開示請求では、「審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断した理由及び根拠が示された文書」という趣旨で開示を求めたが、令和3年2月19日付けの不存在通知書には不存在の理由として、「就労の可否については、その判断材料となる医学的知見に基づく診断書等の資料はありませんが、一方で、このことをもって実施機関が就労困難との判断もできません。」と記載されている。つまり、就労の可否を判断する資料がないことと、そのことをもつて就労困難であるとの判断ができないことの2点について書かれているが、審査請求人が就労可能であると判断するに至った理由及び根拠が示された文書の不存在の理由にはなっておらず、論点がずれていることから、その記載だけでは不存在の理由を理解し得ない。

その後、処分庁に対し、不存在の理由を改めて文書で30日以内に示すよう要求し受諾されたが、無回答で放置されたままの状態となっており、処分庁は期限内に不存在の理由を示すことができなかった。不存在の理由を文書で作成し直すことを受諾したにもかかわらず、回答ができなかつたのであるから、地区担当員が審査請求人を65歳未満で就労可能であると判断するに必要な調査を怠り、その際の記録や資料が何ら残っていない結果であることは明らかである。すなわち、地区担当員が審査請求人を65歳未満で就労可能であると判断したこと、また、その判断をもってケース記録票に書き込んだ内容は、目的も含め、そもそも理解され得る理由と根拠がなかったと言わざるを得ない。

(3) 地区担当員の発言に対する見解

地区担当員から面会の際に、病状報告書や本人の話だけでは病状が分からぬ等の発言があった。この発言は、地区担当員がケース記録票に書き込んでいる「通院もしていない」等の内容とのつじつま合わせであると見て取れるが、地区担当員の一方的な視点によるものであるため、審査請求人が診断書の提出に協力しなくなつた原因と理由について、審査請求人の視点からも述べておく。

平成26年度に、病状を確認する必要があるということで、当時の地区担当員から診断書の提出を求められた。審査請求人は求めに応じ、担当医師に診断書を作成してもらい地区担当員に提出したが、その診断書では判断できないと言われた。その理由も説明されないまま、地区担当員から担当医師へ直接書式を送付し、作成してもらうと一方的に通告され、審査請求人の同意を得ることなくそれを実行に移した。その書式が病状報告書であったことが、後の自己情報開示請求により判明したが、福祉事務所ではそのときの病状報告書を有効なものと承認し、管理している。

しかし、当該病状報告書は、条例第6条第2項（特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた収集の禁止）、第8条各項（①収集時の利用目的の明示、②本人からの収集、③本人通知）の規定に違反して収集されたものであり、法令上無効であることから、福祉事務所には審査請求人の健康状態を判断できる法令上有効な資料は何ら存在しないことになる。このことが、審査請求人からの社会的信用を完全に失墜し、病状に関する診断書の提出の協力を得られなくなった最大の原因と理由である。

重要な判断材料である診断書の取得は、組織の業務プロセスの一部として、統一された一定の基準にのっとり行わなければならないが、医学の知識もない地区担当員が各々の判断で診断書の請求や、医師が記載する項目の書式作成を行っている。このような現実に鑑みれば、地区担当員の残している記録が見当違いであるということ、そして、「病状が分からぬ」等の地区担当員の発言が審査請求人ではなく自らの職場によってもたらされているということは明らかであり、審査請求人から診断書提出の協力

が得られない現実が、自らの行いに起因していると言わざるを得ない。

(4) ケース記録票と面会記録の比較及び検証

地区担当員が記録したケース記録票の記載と、審査請求人が記録した面会記録の記載を比較し、検証した結果は次のとおりである。

ア ケース記録票と面会記録の内容から、地区担当員が審査請求人に毎月申告書を提出するよう求めたのは、令和2年9月3日であることが分かる。つまり、審査請求人の担当者として初めて面会を行った令和2年4月3日からこの令和2年9月3日までの間で把握した情報を基に、地区担当員は審査請求人が65歳未満で就労可能と判断したことになるが、ケース記録票と面会記録のどこにもその判断に至った理由と根拠を確認することはできない。このことは、処分庁が未だに当該判断を行うに足る理由と根拠を明確に示せないことと一致している。

イ 地区担当員は、ケース記録票に「通院をしていない」と執拗に記録しているが、審査請求人が病院を頼らなくなつた事情と理由は何度も地区担当員に話している。面会記録によれば、令和2年4月3日、同月23日、同年9月3日の3回も同じ話をしているにもかかわらず、ケース記録票には審査請求人が話した事情と理由が何一つ記録されていないことが確認できる。

ウ ケース記録票と面会記録を見比べると、ケース記録票には地区担当員が審査請求人と話したことや行ったことに関し、当該判断を行うに足る重要な情報の大半が記録されていないことが分かる。特に、当該地区担当員との初回の面会時に収集された情報（健康状態、病院を頼らなくなつた事情とその理由、今後の連絡方法、保護費の受取方法）が一切記録されていないが、これはその後の「通院をしていない」との記載とつじつまが合わなくなるから、自らの主張を正当化するために故意に記録しなかつたといわれても仕方がない。すなわち、事実の隠ぺいそのものであり、「うそが記録されている」とする審査請求人の主張を裏付ける根拠となり得る記録である。

エ 処分庁は、弁明書においてケース記録の作成に関する「考え方」と「心

構え」について主張しているが、その内容は次の5つであると考えられる。

- (ア) 保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものである。
- (イ) 保護者の世帯の生活実態を継続的に把握し記録することによって、保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには援助方針及び個別援護活動の適否等を適切に判断するための資料として作成されるものである。
- (ウ) 当該記録の内容は、被保護者の生活実態に関する客観的かつ具体的事実が中心になると考えられる。
- (エ) 審査請求人との間でのやり取りを委細正確に記録する必要まではない。
- (オ) 日々の業務遂行及び他の職員への引継ぎに支障がない範囲で趣旨を要約し記載すれば足りるものである。

地区担当員との初回面会時の面会記録に記録された内容は、上記(イ)及び(ウ)に該当するが、ケース記録票には(イ)及び(ウ)はおろか、何一つ記録されていないことが認められる。つまり、(ア)にいう「プロセスを客観的に記録する」情報が何一つないことになり、すなわち保護決定の根拠と適用のプロセスが消滅していることを表しており、これ以降の記録内容は、プロセスを無視したいい加減な記録であることを自ら証明している。

(エ)について、処分庁は公文書作成の「考え方」と「心構え」の解釈を誤認している。処分庁が論証を組み立てるためには論拠が必要であり、その論拠となるのがケース記録票であるが、(エ)のような「考え方」と「心構え」では、論拠を示すことなど不可能である。

(オ)については、(ア)～(エ)の検証内容からして既に正確な情報が存在していないことは明白で、これでは適切な業務遂行や正しい情報に基づく引継ぎを行うことなどできるはずもなく、記録された内容は既に破綻している。

以上のことから、処分庁が「当該判断の理由と根拠」及び「不存在の

理由」に対する論拠を示すことができない理由と原因是、処分庁が本弁明書で自ら証明していることになる。本件の核心は、(7)～(オ)の公文書作成に関する「考え方」と「心構え」で、中でも(エ)が処分庁の論拠を妨げており、処分庁が論証を組み立てるに十分な論拠を示すためには、少なくとも面会記録程度の記録が残っていなければならない。

オ 当然のことながら、公文書とは処分庁の「業務の適正な遂行」、「区民への誠実かつ公正な対応」を実現する前提となる情報の記録そのものであり、その作成者の気分次第で思い付いた内容を主観的に書き込んだり、逆に重要な情報を何も記録しなかったりといったことがまかり通るものではない。公文書の作成者は、記載した情報が開示請求された場合、開示請求者への説明責任を果たす義務があることを忘れてはならず、常にそのことを意識しながら公文書を作成しなければならない。

カ 下記(5)で示す「東京都コンプライアンス基本方針」では、『公文書は、「職員が職務上作成する文書」というだけではなく、公開された場合は「都民への説明責任を果たす」という観点からも重要なものとなることを常に意識した上で適切に作成、保存する』、『「都民にとって分かりやすい説明になっているか、説明を尽くしているか、誤解を招かないか」を常に意識し、一方的な説明ではなく、都民の理解を得るための努力をする』という職員が取るべき行動の「考え方」と「心構え」を行動方針として定めており、その行動方針は、審査請求人が本件において問題点として指摘している内容と偶然にも一致していることが分かる。

(5) 東京都コンプライアンス基本方針について

「東京都コンプライアンス基本方針」を参考資料として提示した理由はこれが地方自治法及び地方公務員法に基づき制定されているからである。都も区も同じ地方自治体であるのだから、この考え方には差異などないと考える。「東京都、都政、都民」と記載している箇所を、「墨田区、区政、区民」と置き換えるれば、そのまま区職員の行動方針として捉えることができるはずである。

当該資料には、「コンプライアンスとは何か」、「公文書の適正管理」、

「公文書作成者の説明責任」等の本件審査請求に関わる内容が多数記載されていることから、審査請求人の主張を支えるに足る資料として提示した。

5 審査会への要請（調査及び認定）

処分庁は、審査請求の趣旨における論点を完全に見失っており、未だに回答や論拠の提示ができていないことから、審査会には、墨田区行政不服審査会条例（平成2年墨田区条例第20号）第7条の規定に基づき、以下の項目の調査及び事実の認定を求める。

(1) 当該判断に至った理由と根拠の説明責任について

ア 審査請求人は、「審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断した理由及び根拠」を示すよう求めているが、処分庁の反論内容は論点からかけ離れたことに執着し続けており、一向に当該判断に至った理由と根拠を示そうとしない。

したがって、審査会には、処分庁が審査請求人に対し、当該判断に至った理由と根拠を提示し、職員としての説明責任を果たしたか否かを調査の上、その事実を認定するよう求める。

イ 上記4(2)のとおり、不存在通知書に記載された不存在の理由の論点がずれているため、処分庁は不存在の理由を改めて文書で示すことを受け諾したが、未だに放置しており、その理由について回答していない。

したがって、審査会には、不存在通知書に記載した不存在の理由について、処分庁が審査請求人の指摘事項を訂正し、職員としての説明責任を果たしたか否かを調査の上、その事実を認定するよう求める。

また、その事実に基づき、条例第22条第3項第2号の規定を満たしているか否かの事実を認定するよう求める。

(2) 審査請求人が提出した診断書の事務処理とその後の行方について

ア 上記4(3)のとおり、既に医学的知見に基づく診断書は福祉事務所に提出済みである。当時の地区担当員は、その診断書は認められないと主張しながらも、その診断書を持ち帰り、その後審査請求人に返却していない。

したがって、審査会には、当時審査請求人が病院を受診し、診断書を

福祉事務所に提出した事実の有無を調査の上、その詳細を明らかにするよう求める。そして、その結果として、当初から「医学的知見に基づく診断書は存在していた」との認定を求める。

イ 福祉事務所が医学的知見に基づく診断書がないと主張している件について、審査請求人は提出した診断書を返却されていないため、福祉事務所がそれをどのように処理したのか全く分からぬ状態である。

したがって、審査会には、審査請求人が提出した診断書を福祉事務所がどのように受け止めて事務処理を行ったのかを調査の上、その詳細を明確にするよう求める。

ウ 福祉事務所が医学的知見に基づく診断書がないと主張している件について、それがいつからないと主張しているのかが全く分からぬ。

したがって、審査会には、診断書が最初からないのか、途中まであつたのならいつを境になくなったのか等その期日を調査し、明確にするよう求める。

エ 一般的に、患者の診察等を行った上で、医学的知見を基に医師が診断を行い、その診断結果を文書にしたものと診断書というが、その診断書は既に提出済みであることから、処分庁の主張する医学的知見に基づく診断書がいかなるものを指しているのか理解不能である。

したがって、審査会には、医師がどのように作成したものが処分庁のいう医学的知見に基づく診断書であるのかを法令上の観点から調査し、明確にするよう求める。

オ 審査請求人が提出した診断書が医学的知見に基づく診断書であることは間違いない事実であり、それを認めないと、職員には法令上の観点から明確な説明をする義務があるが、地区担当員に尋ねてもそれを答えることができず、説明責任を果たしていない。

したがって、審査会には、審査請求人が提出した診断書を福祉事務所が認めないと主張する理由と根拠を法令上の観点から調査し、明確にするよう求める。

カ 上記4(3)のとおり、福祉事務所は「病状報告書」と称した書式を担当

医師に送付し、必要事項を記入してもらった上でその結果を検証したようであるが、その過程において、審査請求人にその目的の説明を怠り、同意を得ることなく実行している。

したがって、審査会には、福祉事務所が病状報告書を取得する際、審査請求人にその目的を説明して理解を得たことの有無及び同意を得たことを示す同意書の有無を調査の上、明確にするよう求める。

また、その事実に基づき、条例第6条第1項（利用目的の特定）、同条第2項（特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた収集の禁止）、第8条各項（①収集時の利用目的の明示、②本人からの収集、③本人通知）の規定にのっとり行われているか否かの事実を認定するよう求める。

さらに、その調査結果に基づき、福祉事務所が取得した病状報告書について、法令上の観点から有効か無効かを認定するよう求める。

(3) 弁明書の反論内容について

ア 本件は条例に関する審査請求であるにもかかわらず、弁明書において処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知）」から「第4 稼働能力の活用」を引用し、それをもって審査請求に対する反論としていることが認められる。そこには「判断に至る基準」が記されているに過ぎず、それを証拠書類として提示する処分庁の意図は理解不能であるが、処分庁が自ら証拠書類として提示していることから、「第4 稼働能力の活用」の項目にのとすれば、「当該判断をした理由と根拠が記された文書の開示」という審査請求人の請求趣旨に答えられるものと理解した。

したがって、審査会には、福祉事務所が実施したであろう「第4 稼働能力の活用」に記載された各項目の実施記録を調査の上、地区担当員の当該判断に関する記録文書の詳細を明らかにするよう求める。

イ 弁明書において処分庁は、「審査請求人に関しては、・・・その内容だけをもって就労が不可能であると客観的に判断することはできない」と主張するが、審査請求人は診断書を提出した上で病院を頼らなくなつた事情を説明しているのであり、処分庁が審査請求人の提供した情報の

一部しか見ていないことは明らかで、反論内容は事実に基づいていないため不正確である。

したがって、審査会には、処分庁が主張しているような「その内容だけをもって」、審査請求人は就労が不可能であると主張しているか否かを調査の上、その事実を認定するよう求める。

ウ 弁明書において処分庁は、「審査請求人が就労可能であるとの判断を福祉事務所として行ってはいないものの、・・・申告書を毎月提出するよう審査請求人に対して助言を行っている」と主張するが、「生活保護受給中の皆様へ」には、毎月申告書を提出させる理由が「65歳未満で就労が可能と判断された方」と明確に記載されており、すなわち地区担当員が判断したことになっているのだから、処分庁の主張は真逆である。

さらに、毎月申告書を提出させる理由を「できる限り審査請求人の病状を把握する機会を設けるため」としていることから、全く違う目的で個人情報の収集を行おうとしていることが認められる。

また、「審査請求人から直接聴き取りを行うことでしか病状を判断することができない現状において」と主張するが、その現状を作り出したのは上記4(3)のとおり福祉事務所自身であり、その結果、審査請求人からの信用を失い、協力してもらえないのである。審査請求人が提出した資料を処分庁は見ているはずであるが、反論内容を見る限り、都合の悪いことには知らぬ存ぜぬという姿勢を押し通すつもりのようである。

処分庁の主張する内容のとおりに地区担当員が行動の目的と理由を審査請求人に対して明確に説明し、審査請求人の理解を得た上で、その旨をケース記録票に誰が見ても分かるように記録しておけば済んだことであり、それこそが処分庁の論拠となるのである。処分庁の反論内容には論拠が示されておらず、後付けの言い訳をしているに過ぎないことが分かる。

したがって、審査会には、処分庁の主張する内容のとおりに地区担当員が行動の目的と理由を審査請求人に対して明確に説明し、審査請求人

の理解を得たことを確認したプロセスを記録した事実が存在するか否かを調査の上、その事実を認定するよう求める。

また、福祉事務所が条例第8条第1項（収集時の利用目的の明示）の規定にのっとり、利用目的を明示して実施したか否かの事実を認定するよう求める。

エ 処分庁が主張するケース記録票の作成に関する「考え方」と「心構え」については、上記4(4)エで検証したとおりである。

したがって、審査会には、上記4(4)エで記載した処分庁の(ア)～(オ)の「考え方」と「心構え」の出どころを調査し、その詳細を明らかにするよう求める。

また、審査請求人の検証内容が実態を証明しているか否かの事実を認定するよう求める。

オ 処分庁は、「審査請求人は、通院の約束などしていないため、通院に関する記載をする必要がない旨を繰り返し主張している」と主張するが、審査請求人は、「通院に関する記載をする必要がない」との主張を一度もしておらず、何を見てそう解釈したのか理解不能である。審査請求人はただケース記録票の文章表現について問題があるため、情報は事実に基づき、その理由や事情が分かるよう違和感なく正確に記録すべきであると主張して訂正を求めているだけであり、最初から誤解を招かぬよう事実に基づいて違和感のない適切な文章表現で記載しておけば、訂正請求をする必要などなかったはずである。

したがって、審査会には、審査請求人が「通院に関する記載をする必要がない旨を繰り返し主張している」か否を調査の上、その事実を認定するよう求める。

(4) 公文書の適正管理について

交付されたケース記録票の写しの全ての決裁欄について、このケース記録票を作成した地区担当員の印影を確認することができない。この写しが原本をそのまま写したものだとすれば、係長及び課長は記録者である地区担当員が誰なのか分からぬまま決裁印を押印したことになり、あまりにも

不自然で墨田区の公文書管理の観点からしても理解不能である。

したがって、審査会には、ケース記録票の原本を閲覧した上で、それが正式な手続を経て交付された公文書であることの確認と認定を求める。

また、ケース記録票の作成者が誰であるかの詳細を明らかにするよう求める。

6 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和3年7月20日付け）及び口頭による説明（同年8月26日聴取）において、以下のとおり主張し、本件審査請求は棄却するよう求めている。

(1) 審査請求人の主張に対する意見（反論）

ア 審査請求人が開示請求を行った理由について

福祉事務所では、生活保護受給者に対して、「生活保護受給中の皆様へ」という通知を毎年度送付している。当該通知は、生活保護受給者の権利及び義務を簡潔にまとめた内容であり、「収入の無い方でも、15歳以上の方（高校生など学生を含む。）は、申告書の提出が必要です（65歳未満で就労が可能と判断された方は毎月、それ以外の方は1年間に1度以上）」との記載がある。当該記載がある中で、審査請求人は、地区担当員から申告書を毎月提出するよう指導されたことにより、自らが就労可能な者として判断されているのではないかと考え、「地区担当員が審査請求人と面会したときのケース記録」及び「審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断した理由及び根拠が示された文書」という趣旨で自己情報開示請求を行った。

イ 審査請求人の就労可否の判断について

「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知）」によれば、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」とした上で、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと

と。」が示されている。

審査請求人に関しては、一般的に就労可否の判断材料となる医学的知見に基づく診断書等がないため、これまでも福祉事務所として、就労の可否を判断することが困難な状況であった。確かに、審査請求人は、病院を頼らなくなつた事情がある旨を主張しているが、その内容だけをもって、就労が不可能であると客観的に判断することはできない。したがつて、審査請求人が就労可能であるとの判断を福祉事務所として行ってはいないものの、審査請求人から直接聞き取りを行うことでしか病状を把握できない現状において、できる限りその機会を設ける必要があること、また、審査請求人の年齢が稼働年齢層である 65 歳未満に該当することにも鑑みて、申告書を毎月提出するよう審査請求人に対して助言を行つてはいる。

なお、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）において稼働年齢層の年齢を具体的に定義していないが、統計法に基づく労働力調査の対象年齢が 15 歳以上であることから、現状の運用における稼働年齢の下限は 15 歳であることが推定される。また現代社会において労働に従事可能かつ生産活動の中核となる人口層として OECD（経済開発協力機構）において生産年齢人口を 15 歳から 65 歳未満と定義していることから、生活保護制度における稼働年齢層の年齢について生産年齢人口を参考として運用することは至つて合理的である。

ウ 本件処分の妥当性について

条例第 18 条第 1 項では、「区民等は、次に掲げる自己情報の事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求をすることができる」とあり、また、同条第 2 項では、「実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは、当該自己情報を訂正しなければならない。」とあることから、実施機関は、当該自己情報の事実の記録に誤りがあると認める場合にのみ、当該請求に応じる義務があるものと解される。

ケース記録票は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものであり、同時に、被保護者の世帯の生活実態を継続的に把握し記録す

ることによって、被保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには援助方針及び個別援護活動の適否等を適切に判断するための資料として作成されるものである。したがって、当該記録の内容は、被保護者の生活実態等に関する客観的かつ具体的な事実が中心になると考えられるが、審査請求人との間でのやり取りを委細正確に記録する必要まではなく、日々の業務遂行及び他の職員への引継ぎに支障がない範囲で趣旨を要約し記載すれば足りるものである。

審査請求人は、地区担当員が作成したケース記録票の内容について、自らの認識と相違があり、公文書としての正確性を欠いているとして、当該箇所の訂正を求めている。しかし、当該記載は、上記趣旨に照らして必要と判断した情報を簡潔に記録した結果であり、その記載に事実として誤りがあるとはいえない。

また、審査請求人は、通院の約束などしていないため、通院に関する記載をする必要がない旨を繰り返し主張しているが、上記イの事情を踏まえれば、地区担当員が審査請求人に対し、病状と併せて通院の有無について確認を行い、その内容をケース記録票に残しておくことは当然であるといえる。

以上のことから、当該自己情報の事実の記録に誤りがあるとは認められず、本件訂正請求を不承諾とした本件処分に違法又は不当な点は何らないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

エ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも本件処分の妥当性を左右するものではない。

理由

1 本件訂正請求について

審査請求人の主張は多岐にわたるが、本件処分に係る主張の骨子は、地区担当員が審査請求人を65歳未満で就労が可能な者であると判断し、審査請求人に毎月申告書を提出させ、その判断に合わせるため、ケース記録票に審査請求

人が伝えた内容の詳細を記録せずに、事実をわい曲し、主観的な判断でうそないし事実と異なる内容を記載したというものである。具体的には、5件の日付ごとのケース記録につき、13か所に事実と反する記載（別表のとおり）がなされているとして、条例第18条第1項に基づいて、ケース記録票の記載内容を審査請求人が提出した面会記録の記載内容に訂正し、かつ審査請求人が提出した関係資料を添付することを求めている。

2 本件に係る条例の定め

条例第18条第1項は、「区民等は、次に掲げる自己情報の事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求をすることができる。」とし、同条第2項は、「実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは、当該自己情報を訂正しなければならない。」としている。その趣旨は、誤った個人情報が保有され、利用されることにより、当該情報に関わる個人の権利利益が侵害されるのを防止しようとするものであるが、訂正請求の対象は、条例にあるとおり「事実」に関する記載であり、これに誤りが認められる場合にのみ訂正請求ができるもので、「評価、判断、意見」に対して及ぶものではないと考えられる。

また、審査庁では、審査請求人が訂正を求める記載内容の正当性を判断するものではなく、条例第18条第1項の「事実」に関する記載に該当するか、また「事実」に関する記載に該当する場合、その「事実」に誤りがあるか否か、すなわち、明らかな事実の誤認があったか、虚偽の事実が記載されているといえるかどうかという観点から判断を行うこととする。

3 本件ケース記録票の性質

本件のケース記録票は、ケースワーカーである地区担当員が審査請求人と面談した際に作成した面談記録である。一般に生活保護受給に係るケース記録票は、保護決定の根拠と適用のプロセスを客観的に記録するものであり、同時に、被保護者の世帯の生活実態を継続的に把握し記録することによって、被保護者の置かれている状況に応じた保護の要否や程度、さらには援助方針及び個別援護活動の適否等を適切に判断するための資料として作成されるものであるとされ、当該記録の内容は、被保護者の生活実態等に関する客観的かつ具体

的な事実が中心になると考えられる。

また、それらの記載に加え、地区担当員において聴取又は把握した事実関係に対する専門的な知見に基づく印象や判断等も必要に応じて記載され、その後の処遇方針や援助活動の適否の検証のための資料として作成されるものと考えられる。したがって、ケース記録票の作成目的や資料としての取扱いに照らせば、面談者との間でのやり取りを委細正確に記録する必要まではなく、その趣旨を要約し記載すれば足りると考えられる。

4 条例第18条第1項の該当性

そこで、上記条例の趣旨、本件ケース記録の性質及び審査会が判断する観点を踏まえ、別表の訂正を求める箇所について個々に検討する。

(1) 令和2年4月23日のケース記録票

ア 「通院状況について、確認したが、通院はしていない」の記載

当該記載は、地区担当員が審査請求人に通院状況を尋ね、通院をしていない旨の回答があったとする記録であり、「事実」に関する記載であつて、その事実に誤りはない。また、必ずしも審査請求人が主張するような通院の約束があつたことや通院していることを前提とした質問と回答の文章表現とも考えられず、特段審査請求人が主張するような事実をわい曲したということも認められない。

イ 「医師を信用してない」の記載

当該記載は、審査請求人からそのような趣旨の発言があつたことを端的に記載したものと考えられ、当該記載内容自体に誤りがあるとは認められない。

(2) 令和2年9月3日のケース記録票

ア 「通院もしていない」の記載

上記(1)アと同様、通院の有無を尋ねた結果を記録したもので、「事実」に関する記載ではあるが、その記載内容に誤りがあるとは認められない。

イ 「主、稼働年齢層であるが」の記載

一般に、65歳未満をもって稼働年齢層と判断されているところ、審査請求人がこれに該当する旨を記載したもので、「事実」に関する記載

ではあるが、その内容に誤りはない。

なお、審査請求人は、うその記録であるとする上記アの記載との文脈の関連性を指摘し、この記載が意味のない内容であると主張するが、上述のとおり上記アの記載内容に誤りがあるとは認められず、文脈の関連性の点からも特に意味のない内容であるとも認められない。

ウ 「通院をしておらず」の記載

上記(1)アと同様、通院の有無を尋ねた結果を記録したもので、「事実」に関する記載ではあるが、その記載内容に誤りは認められない。

エ 「病状確認が本人の話しかできないため、主に毎月収入申告をもらうようして行く」の記載

審査請求人が通院をしない意向であるため、医師による病状確認ができないことから、本人から病状についての確認と収入状況を把握する機会を設けるという福祉事務所の考え方ないし方針を記載したものであつて、その内容自体は訂正の対象となる「事実」に関する記載には当たらぬ。

また、文脈の関連性についての主張も上記イと同様である。

(3) 令和2年10月1日のケース記録票

ア 「通院」の記載

上記(1)アと同様、審査請求人が通院していない状況に変化がない旨の記録であり、「事実」に関する記載であって内容に誤りは認められない。

イ 「主に、稼働年齢層であることから、毎月面会して、収入申告をしてもらうよう話した」の記載

福祉事務所の考え方ないし方針に基づき、審査請求人に依頼したい内容を話した「事実」を記載したもので、その記載に誤りは認められない。

なお、稼働年齢層であるとする点については、上記(2)イと同様、事実であって記載の内容に誤りはない。

(4) 令和2年12月25日のケース記録票

ア 「毎月収入申告をすることに疑義がでた」の記載

地区担当員が、審査請求人から疑問が出されたことを記録に留めたも

のであるが、審査請求人の主張するような申告自体を拒否したとの意味を含むものとは認められず、客観的な資料等によって事実誤認又は虚偽の事実が明らかであるとはいえないから、記載内容として十分かどうかは別として、訂正すべき理由があるとは認められない。

イ 「主は、65歳になっておらず、稼働年齢であるため、収入申告を毎月するよう話した」の記載

上記(3)イと同様、福祉事務所の考え方ないし方針に基づき、審査請求人に依頼したい内容を話した「事実」を記載したもので、その記載に誤りは認められない。

なお、稼働年齢であるとする点についても、上記(2)イと同様、事実であって記載の内容に誤りはない。

また、文脈の関連性についての主張も上記(2)イと同様である。

ウ 「また、病状についても確認する必要があるので、お願いした」の記載
審査請求人に自身の病状を報告してもらう必要があるとの地区担当員の認識ないし見解と、そのことを本人に依頼したという「事実」に関する記載である。

何を依頼したかについての記載がないが、審査会が処分庁から聴取した内容によると、病状の報告も兼ねて毎月申告書の提出をお願いとともに、病状報告書の作成のために医療機関への通院をお願いしたいという趣旨であったとのことである。記録内容としては具体性に欠ける点は否めないが、特に誤った事実を記載し、あるいは事実をわい曲したとも認められず、訂正を必要とする内容とはいえない。

(5) 令和3年1月29日のケース記録票

ア 「通院もしておらず」の記載

上記(2)アと同様、事実としての記載に誤りは認められない。

イ 「家のリハビリ、散歩を心がけているとのことであった」の記載

地区担当員が、審査請求人との面談時に聞き取った内容を記録したものであるが、地区担当員としての知識や経験を踏まえ、必要と判断した情報を記録したと考えられる。審査請求人は、当該記録のような内容を

発言したことではないと主張するが、客観的な資料等によって事実誤認又は虚偽の事実が明らかであるとはいえないから、訂正すべき理由があると認めることもできない。

また、文脈の関連性についての主張も上記(2)イと同様である。

よって、審査請求人が求める訂正請求は、いずれも条例第18条第1項に定める訂正の対象である「事実」に関する記載に該当しないか、それに該当する場合でも、事実の誤りは認められないから、審査請求人の本件訂正請求に対する不承諾決定処分は、妥当であると判断する。

5 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、本件訂正請求との関連で、補充意見として誤った記載がなされた原因や手続等につき種々問題点を指摘する。しかし、それらはいずれも当庁が判断をするべき範囲外の事項であることから、ここでその当否を論じることはできない。

6 結論

以上のとおり、当該自己情報の事実の記載に誤りがあるとは認められず、本件訂正請求を不承諾とした本件処分には、違法又は不当な点は認められない。よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項により、主文のとおり裁決する。

令和4年5月9日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分

が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和4年5月9日

墨田区長 山 本 亨

別表

区政情報	訂正を求める箇所	訂正を求める理由	不承諾の理由	審査請求書の主張
ケース記録票 (R2.4.23)	「通院状況について、確認したが、通院はしていない」の記載	通院の約束など初めてから存在していないため、うそである(①)。	地区担当員が請求者から聴取した内容を客観的に記録したものであり、事実として誤りはない(②)。	約束の事実も実際に通院している事実もない以上、違和感を与える表現で、事実をわい曲し、主観的に記録していることから、公文書としての正確性を欠いている(③)。
	「医師を信用してない」の記載	あまりにも雑な表現で、その理由や事情が何も記録されていないため、理解不能である。	地区担当員の認識又は解釈に基づいた記載であり、詳細な経緯や理由などは書かれていないが、事実として誤りはない。	この記載の前提となる理由や事情が不明であり、意図をもって主観的に記録していることから、公文書としての正確性を欠いている。
ケース記録票 (R2.9.3)	「通院もしていない」の記載	①に同じ	②に同じ	③に同じ
	「主、稼働年齢層であるが」の記載	うその記録の文脈からは何ら関連性が認められず、無意味な内容である(④)。	一律に65歳未満を稼働年齢層としており、請求者がそれに該当することの事実に誤りはない。	請求者の指摘の趣旨を理解していない回答であり、公文書としての正確性を欠いている。
	「通院をしておらず」の記載	①に同じ	②に同じ	③に同じ
	「病状確認が本人の話しかできないため、主に毎	④に同じ	できる限り病状把握の機会を設けるための福祉事務所の意向を記録	毎月申告書を提出させる理由がダブルスタンダードであり、主張の

	月収入申告をし てもらうようし て行く」の記載		したものであり、事実と して誤りはない。	論点がずれているため 理解不能で、公文書と しての正確性を欠いて いる（⑤）。
ケース記録票 (R2. 10. 1)	「通院」の記載	①に同じ	②に同じ	③に同じ
	「主に、稼働年齢 層であることか ら、毎月面会し て、収入申告をし てもらうよう話 した」の記載	判断するに足りる 材料もないまま判 断しており、理解 不能である。	できる限り病状把握の 機会を設けるための福 祉事務所の意向を記録 したものであり、請求者 が稼働年齢層に該当す る事実に誤りはない (⑥)。	⑤に同じ。また、文脈 上、わい曲した記録と の関連性は認められな い。
ケース記録票 (R2. 12. 25)	「毎月収入申告 をすることに疑 義がでた」の記載	当日の会話と内容 が異なっており、 さも請求者が申告 を拒否しているか のように表現され ている。	請求者から疑問が呈さ れたことを書いたに過 ぎず、請求者が申告を拒 否しているという意味 は含んでいないため、事 実として誤りはない。	当日の会話の内容から すれば、うそであるこ とに変わりはなく、私 情を交えて書いている ことは明白であり、公 文書としての正確性を 欠いている。
	「主は、65歳に なっておらず、稼 働年齢であるた め、収入申告を毎 月するよう話し た」の記載	④に同じ	⑥に同じ	当日の正しい会話内容 との関連性がなく、文 脈として全く結び付か ない無意味な内容であ り、公文書としての正 確性を欠いている。
	「また、病状につ いても確認する 必要があるので、	詳しい内容にまで 踏み込んでおら ず、当日の会話と	依頼内容の具体性は欠 いているが、病状確認の ために病状報告書の提	そのような趣旨の会話 をした事実はなく、事 実をわい曲し、主観的

	「お願いした」の記載	内容が異なる。	出を依頼したという趣旨の記録であり、事実として誤りはない。	に記録していることから、公文書としての正確性を欠いている(⑦)。
ケース記録票 (R3.1.29)	「通院もしておらず」の記載	①に同じ	②に同じ	③に同じ
	「家でのリハビリ、散歩を心がけているとのことであった」の記載	④に同じ	②に同じ	⑦に同じ

